

被扶養者の認定状況の確認を実施いたします



今年も被扶養者の認定状況の確認を実施いたします。

被扶養者を有する被保険者の皆さまに「被扶養者現況届」を10月中旬に事業主を通じて配付いたします。

お手元に届きましたら、記載内容を確認のうえ、必要事項を記入し、期日までに事業主を通じてご提出ください。

1 認定状況の確認の対象となる方

当健保組合の被扶養者が対象となります。

ただし、次に該当する方を除きます。

- ①平成26年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方
- ②平成11年4月2日生まれ以降(中学生以下)の方

なお、すべての被扶養者が上記に該当する場合は、調書は送付いたしません。

中学生以下は対象外



2 収入に関する証明書の簡略

添付書類を一部簡略いたします。

①15歳以上の昼間の学生(高校生・大学生・大学院生・専門学生)は、職業の欄に「〇〇高校〇年生」「〇〇大学〇年生」などと記入することによって、収入に関する証明は必要ありません。

②所得税法により規定されている控除対象配偶者・扶養親族となっている場合(パート・フリーター・年金収入者)は、年収欄に収入額を記入することで証明書の添付を省略することができます。ただし、非課税対象となる収入(遺族年金、障害年金、傷病手当金、失業給付金など)がある場合には、その支給額のわかる書類を添付していただく場合もございます。



5日以内の
届出を
お忘れなく!

こんなときは被扶養者ではなくなります

- 就職や結婚したとき
- 75歳になったとき
- 死亡したとき
- アルバイトやパートの年収が基準額を超えたとき



◆被扶養者の収入基準◆

被保険者と同居の場合

被保険者が主として生計を維持している場合で、
年収130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満、
かつ被保険者の収入の1/2未満である

被保険者と別居の場合※

被保険者が主として生計を維持している場合で、
年収130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満、
かつ被保険者からの仕送り額を下回っている

※曾祖母、祖母、父母、配偶者、子、孫、弟妹以外の者については、同居していなければ被扶養者として認定されません。